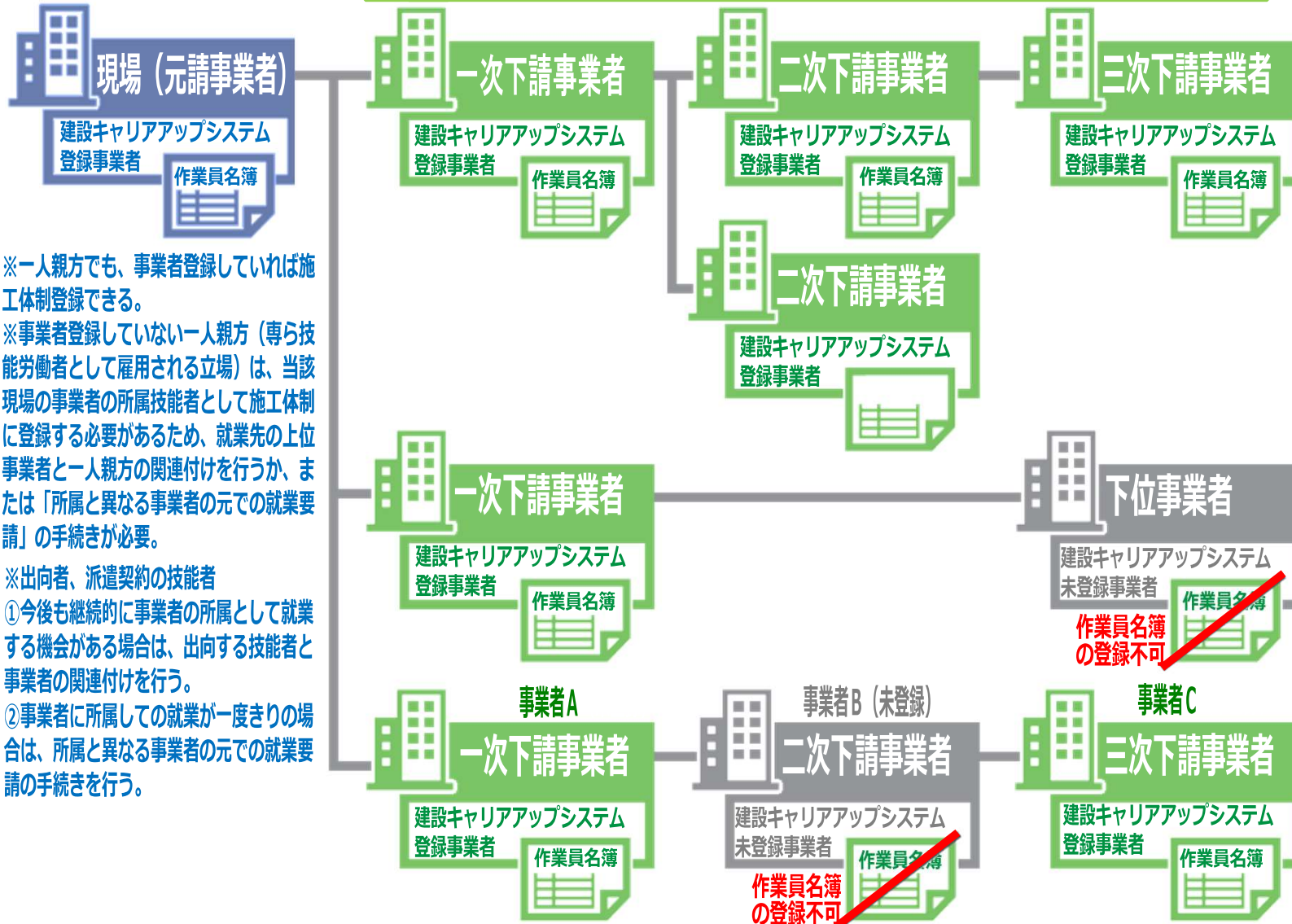


# 元請事業者と下請事業者の施工体制の登録（施工体制登録）

## 施工体制の例

※施工体制を登録するためには、現場に関わるすべての事業者が、建設キャリアアップシステムに登録する必要がある。  
 ※元請事業者は、現場ごとに現場・契約情報を登録する。

### 下請事業者編成（一次下請事業者ごとに作成）



※一人親方でも、事業者登録していれば施工体制登録できる。

※事業者登録していない一人親方（専ら技能労働者として雇用される立場）は、当該現場の事業者の所属技能者として施工体制に登録する必要があるため、就業先の上位事業者と一人親方の関連付けを行うか、または「所属と異なる事業者の元での就業要請」の手続きが必要。

※出向者、派遣契約の技能者

①今後も継続的に事業者の所属として就業する機会がある場合は、出向する技能者と事業者の関連付けを行う。

②事業者に所属しての就業が一度きりの場合は、所属と異なる事業者の元での就業要請の手続きを行う。

※下請事業者は、元請事業者が登録した現場・契約情報に対して施工体制台帳に登録する。

※作業員名簿への技能者の登録するためには、技能者の所属している事業者IDと技能者IDの関連付け（紐付け）が完了している必要がある。未完了の場合、施工体制の作業員名簿に技能者を登録すること等ができない。

※施工体制台帳の登録の際に、技能者の職種や立場（職長・班長など）や作業内容をあらかじめ登録しておくこと、建設キャリアアップカードを読み取った際に、具体的な就業履歴が蓄積されるようになる。